

1. 件名：検査制度見直しに関する東芝エネルギーシステムズ株式会社との試運用に関する面談

2. 日時：令和2年3月26日（木） 13：30～15：00

3. 場所：東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所 1階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

川崎原子力規制事務所 清水統括原子力運転検査官、篠川原子力運転検査官

東芝エネルギーシステムズ株式会社

原子力技術研究所 研究炉管理センター 所長 他6名

5. 要旨

(1) 10月1日から実施している東芝エネルギーシステムズ株式会社（以下「東芝エネルギーシステムズ社」という。）原子力技術研究所及び研究炉管理センターでの新検査制度の試運用について、配布資料（1）、（2）及び（3）に基づき、日常検査に係るこの四半期の原子力規制検査報告書案の記載内容を説明したうえで、原子力規制庁と東芝エネルギーシステムズ社とで、配布資料（4）の事業者意見も踏まえ、意見交換を以下のとおり行った。

(2) 東芝エネルギーシステムズ社から、試運用フェーズ3の第3四半期後における要望内容と同様に、今後の第4四半期の原子力規制検査報告書案、保安検査報告書及び令和2年度以降の原子力規制検査報告書等の報告書として公開される文書について、企業秘密に当たる研究、製品開発、経営上の機微情報及び核物質防護(PP)に関する情報を含まないことを相互に確認した上で公開することとしたい旨の要望が改めてあった。また、新型コロナウイルス感染症に関する事業者対応として、蔓延の防止のために離隔距離を取る対応が必要であることから、日常検査に支障が出る可能性があること、感染者が発生した場合には、保健所の指導を優先する必要があること、一定期間、日常検査ができない可能性があること等について、規制側の配慮を請う旨の要望があった。

(3) 原子力規制庁から、公開を予定する情報が機微情報であるかについて可能な限り早い段階で相互確認すること、また、新型コロナウイルス蔓延防止策による日常検査実施への影響については、原子力規制事務所及び本庁の関係組織と連携して人命尊重の観点から日常検査のあり方、事業者の対応について配慮することを伝えた。

## 6. 配布資料

- (1) 東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所原子炉施設（臨界実験装置NCA） 令和元年度（第4四半期）原子力規制検査報告書（案）
- (2) 東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所使用施設（N28-2） 令和元年度（第4四半期）原子力規制検査報告書（案）
- (3) 東芝エネルギーシステムズ株式会社 研究炉管理センター（廃止措置中） 令和元年度（第4四半期）原子力規制検査報告書（案）
- (4) 試運用フェーズ3第4四半期実施後の振り返り（東芝エネルギーシステムズ株式会社資料）